

( 写 )

長野労発基0821第2号  
令和6年8月21日

長野地方最低賃金審議会  
会 長 倉崎 哲矢 殿

長野労働局長  
三浦 栄一郎

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、  
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金  
(平成20年長野労働局最低賃金公示第3号)
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金  
(平成20年長野労働局最低賃金公示第2号)